

変動金利型定期預金 [単利型]

平成29年9月11日現在

商品名 (愛称)	変動金利定期預金[単利型]
販売対象	・法人、個人
期間	・預入期間1年、2年、3年
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上(ただし、総合口座の場合の預入金額は1万円以上とします。) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・変動金利(預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金(M型)《ただし、自由金利型定期預金(大口定期)の預入最低金額以上の預金については、自由金利型定期預金(大口定期)》の6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。) ・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率(利率を変更したときは変更後の利率)×70%)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。
付加できる 特約事項	・預入時のお申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率。) ・マル優もご利用いただけます。
中途解約時の 取扱い	・原則として満期日前に解約することができません。 ・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別紙「定期預金の中途解約利息一覧」の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息、ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息の合計額(中途解約利息)とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を精算します。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融 共通)」をご覧ください。